

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 26 年 1 月 10 日 (金) 第 8 5 6 2 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (1) (福祉保健課) 2 生活保護法による介護機関の変更の届出 (2) (〃) 2 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の休止の届出 (3) (〃) 3 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (4) (〃) 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (5) (障がい福祉課) 3 大規模小売店舗の新設の届出 (6) (経済産業総室) 4 土地改良区の定款の変更の認可 (7) (農地・水保全課) 5 土地改良区の頭首工管理規程の認可 (8) (〃) 5 保安林の指定 (9) (森林づくり推進課) 6 保安林の指定の解除 (10) (〃) 6 河川整備基本方針の策定 (11) (河川課) 7 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (12) (中部総合事務所地域振興局) 7 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (13) (西部総合事務所地域振興局) 8 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (14) (〃) 8 介護老人保健施設の開設の許可 (15) (西部総合事務所福祉保健局) 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (16) (〃) 9
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 9 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 10 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (物品契約課) 12 一般競争入札の実施 (西部総合事務所地域振興局) 12 一般競争入札の実施 (東部県税事務所) 15 一般競争入札の実施 (病院局総務課) 18 落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) 21
◇ 正 誤	平成25年9月20日付鳥取県告示第691号中訂正 21

告 示

鳥取県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 真誠会	米子市大崎 1511-1	複合型サービス真 誠会ふる里	米子市和田町1722	複合型サービス	平成25年9月 1日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問介護事業所な んぶ幸福苑	米子市石井1238	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	平成25年12月 1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団 日翔会	日野郡日野町根雨909 -1	ケアプランセンターつ つじ	米子市米原六丁目9-23	平成25年5月 1日

鳥取県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
あしかわ合同 会社	鳥取市吉方温泉三丁目 671-3	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉三丁目 671-3	平成25年10月 1日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北条島 366-7	ヘルパーステーション トマトよなご	米子市新開二丁目4-11	平成25年11月 1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
-----	------------	------------	-------------	-------

あしかわ合同 会社	鳥取市吉方温泉三丁目 671-3	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉三丁目 671-3	平成25年10月 1日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北条島 366-7	ヘルパーステーション トマトよなご	米子市新開二丁目4-11	平成25年11月 1日

鳥取県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	平成25年7月 1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	平成25年7月 1日

鳥取県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	平成25年8月 31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	平成25年8月 31日

鳥取県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
有限会社徳吉 薬局 代表取締役 徳吉 公司	鳥取市吉成南町 一丁目27-9	徳吉薬局でんえん ちょう	鳥取市田園町一丁 目242-1	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	平成26年1月 1日
有限会社フジ モトドラッグ 代表取締役 藤本 晴則	鳥取市古市648	フジモト薬局	鳥取市行徳二丁目 522	〃	〃

鳥取県告示第6号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル米子大谷店
米子市大谷町28
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社丸信商事 代表取締役 岩本 啓子 鳥取市千代水四丁目18
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年8月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,985平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 118台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 33台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 122.5平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 16.61立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 1か所
イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 7 届出年月日
平成25年12月18日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成25年1月10日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 11 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、上大口土地改良区の定款の変更を平成25年12月25日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、大鴨土地改良区の頭首工管理規程を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 管理規程の概要

- (1) この頭首工は、福山大口頭首工と称する。
- (2) かんがい期は、毎年5月10日から9月25日までの期間とする。
- (3) 管理者は、かんがい期間において気象及びかんがいの状況を考慮しつつ、受益地に必要な水量を取水するものとする。
- (4) 管理者は、樋門を操作するために必要な機械及び器具、管理のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- (5) 管理者は、樋門及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。
- (6) 管理者は、鳥取气象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
- (7) 管理者は、かんがい期において水位が低下するおそれがあるときは、その水位及び樋門地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

2 認可の年月日

平成25年12月26日

鳥取県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字小浜字尾後313の1・315の2・316の4・316の13（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、315の1、字二ノ尾後谷318の2・320・322の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字北谷919の3、941・942の1・942の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字小浜字尾後305の2・309の1・309の2・310・313の1・317の18（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）・316の12、317の14から317の16まで、字北谷936の2、942の4、942の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第11号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 河川整備基本方針を定めた河川

橋津川水系

2 河川整備基本方針を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川課、鳥取県中部総合事務所及び湯梨浜町建設水道課

鳥取県告示第12号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年2月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

1 申請のあった年月日

平成25年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アートピアとっとり

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田村 輝彦

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、あたたかなまちづくりをテーマに、地域と共に多様な文化・芸術活動及び福祉活動に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第13号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年2月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人境港スイミングスクール
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小板 裕
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
境港市中野町2035
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、水泳及び水泳競技の普及、技能向上、生涯スポーツを推進し健全な心身の保持増進をサポートする水泳事業を行い、健全な青少年の育成、活気あふれる健康な地域創造に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第14号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年2月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人しんらい
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大田 修平

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、経済活動の活性化を促す為に、職業能力の開発に努め、仕事量を拡大し収入の増加を図ると共に、障害者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。

又環境の保全（特に里山）に参画し、高齢者の助言・援助を受け、障害者と一丸になった社会環境の整備に努めることも目的とする。

6 定款の変更事項

障害者自立支援法の名称の改正に伴う所要の規定の整備

鳥取県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項本文の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会福祉法人こうほうえん	ユニット型介護老人保健施設 なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	平成26年4月1日

鳥取県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	小規模生活単位型指定短期入所生活介護 新さかい幸朋苑	境港市上道町2053-1	短期入所	平成26年1月 1日

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成26年1月10日から同年3月10日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成26年3月10日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸信商事 代表取締役 岩本 啓子
鳥取市千代水四丁目18
- 2 大規模集客施設の名称
スーパーセンタートライアル米子大谷店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
米子市大谷町28
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
4,156平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成26年4月23日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年1月10日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成26年2月13日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		平成26年2月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
(1) 講習受講手数料 3,000円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年1月10日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

- (1) 小口径ライフル銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年2月22日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町猪小路806 鳥取県営ライフル射撃場	小口径ライフル銃 射撃	22ロングライフル のライフル弾	4人

- (2) 大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年2月18日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	6人

- 3 講習課目
(1) 猟銃の操作
ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
イ 猟銃の点検
ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
エ 射撃の姿勢及び動作
(2) 猟銃の射撃
固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	放射線測定装置（高線量放射線測定器、ダストモニタ、ヨウ素モニタ）	2式
2 契約方式	一般競争入札	
3 落札日	平成25年11月25日	
4 落札者の名称及び所在地	日立アロカメディカル株式会社松江営業所 島根県松江市学園一丁目9-3	
5 落札金額	34,009,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 入札公告日	平成25年10月8日	
7 落札方式	最低価格落札方式	
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）1,165,200キロワット時

(1年当たり388,400キロワット時)

※ 予定使用電力量は、平成24年度下期及び平成25年度上期の使用実績を参考に1年当たりの予定使用電力量を決定し、これに3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

なお、平成26年度以降において、この本件業務に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他(電力供給その他これに類する営業に限る。)であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成26年1月27日(月)正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成26年1月10日(金)から同年2月28日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気事業者の発電に際しての平成24年度の全電源平均の二酸化炭素の排出の程度を示す係数が0.672kg-CO₂/kWh以下であること。

なお、この係数は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第20条の2の規定に基づく調整後算出される係数によるものとする。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所地域振興局会計総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒683-0054 米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所地域振興局会計総務課

電話 0859-31-9656

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成26年1月10日（金）から同月24日（金）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/224441.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年1月10日（金）から同月24日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年2月28日（金）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（木）午後5時とする。

イ 場所

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第2会議室（本館2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成26年2月7日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額のうち12月分の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額のうち12月分の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Seibu Tottori General Office Government building 1,165,200 kWh

(2) Delivery period : From 1 April, 2014 through 31 March, 2017

(3) Delivery place : 1-160 Koujimachi, Yonago-shi, Tottori 683-0054 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 7 February, 2014

(5) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 28 February, 2014

Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 27 February, 2014

(6) Please contact : Seibu Tottori General Office Government 1-160 Koujimachi, Yonago-shi, Tottori 683-0054 Japan

TEL 0859-31-9656

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県東部県税事務所長 橋 本 修

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）3,380,700キロワット時（1年当たり1,126,900キロワット時）

※ 氷蓄熱分使用予定夜間電力量 22,989キロワット時（1年当たり7,663キロワット時）を含む。

※ 予定使用電力量は、平成24年度下期及び平成25年度上期の使用実績を参考に1年当たりの予定使用電力量を決定し、これに3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

なお、平成26年度以降において、この本件業務に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格審査を求める申請書を平成26年1月27日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成26年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気事業者の発電に際しての平成24年度の全電源平均の二酸化炭素の排出の程度を示す係数が0.672kg-CO₂/kWh以下であること。

なお、この係数は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づく調整後算出される係数によるものとする。

3 契約担当部局

鳥取県東部県税事務所収税課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部県税事務所収税課

電話 0857-20-3505

(2) 競争入札参加資格者名簿への審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒683-0054 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成26年1月10日（金）から同月24日（金）までの間にインターネットの鳥取県東部県税事務所のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=12025>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年1月10日（金）から同月24日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年2月28日（金）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（木）午前9時とする。

イ 場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎 入札室（地階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成26年2月7日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額のうち12月分の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額のうち12月分の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の可否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori prefectural Government tobu Office building 3,380,700 kWh

(2) Delivery period : From 1 April, 2014 through 31 March, 2017

(3) Delivery place : 6-176 Tachikawacyo, Tottori-shi, Tottori 680-0061 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 7 February, 2014

(5) Date and Time for the submission of tenders : 1:30 PM 1 February, 2014

Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 27 February, 2014

(6) Please contact : Tottori prefectural Government tobu Office 6-176 Tachikawacyo, Tottori-shi, Tottori 680-0061 Japan TEL 0857-20-3505

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）12,670,500キロワット時（1年当たり4,223,500キロワット時）

※ 予定使用電力量は、平成23年度及び24年度並びに25年度上期の各月の平均使用実績から算出した1年当たりの電力量に3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

なお、平成26年度以降において、本件業務に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成26年1月22日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成26年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気事業者の発電に際しての平成24年度の全電源平均の二酸化炭素の排出の程度を示す係数が0.672kg-CO₂/kWh以下であること。

なお、この係数は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づく調整後算出される係数によるものとする。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院管財課施設担当（外来・中央診療棟4階）

電話 0858-22-8205（直通）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成26年1月10日（金）から同月24日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立厚生病院（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成26年1月10日（金）から同月24日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年2月28日（金）午前10時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月27日（木）午後5時までとする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第3会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成26年2月7日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額のうち12月分の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額のうち12月分の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを

落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする可能性がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Kousei Hospital building 12,670,500 kWh

(2) Delivery period : From 1 April,2014 through 31 March, 2017

(3) Delivery place : 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 7 February, 2014

(5) Date and Time for the submission of tenders : 10:30 AM 28 February, 2014

Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 27 February, 2014

(6) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL : 0858-22-8205

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 平 野 公 二

1 調達件名及び数量	鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成25年12月16日
4 落札者の名称及び所在地	サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目5-1
5 落札金額	79,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成25年11月5日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立境港総合技術高等学校 境港市竹内町925

正 誤

平成25年9月20日付鳥取県公報号外第105号の鳥取県告示第691号（国土利用計画法施行令第9条第1項の規定による基準地の標準価格について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3
行 上から35
誤 準工
正 調区